

1 めざす学校像

歴史と伝統のある国分寺市立第三中学校は、昭和36年4月に創立されてから61年目をむかえ、今年度は創立60周年記念式典も計画している。創立当時は、生徒、職員、保護者の勤労奉仕によって校庭の整地がされたと聞いている。諸先輩方は、「広野をひらき」「緑のなかに」と校歌に歌われているとおりの環境の中で、保護者や地域の方々の期待に応えるべく「自ら学びよく考える生徒、進んで協力し他人を思いやる生徒、心身ともにたくましく最後までやりぬく生徒」の育成に努力を重ね、輝かしい本校の伝統を築いてこられた。

また「分三魂」（誇り・団結・克服）は、日常の地道に授業に励む「営み」や体育祭、合唱祭等に積極的に取り組む「営み」のなかに脈々と受け継がれており、一人一人に本校生徒であることの誇りと自信を生み出してきた。

今年度から実施となる新学習指導要領の改訂にあたって、これからの時代は、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきたことが指摘され、それに向け目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力等の育成を目指していることが求められている。新型コロナウイルス感染症の拡大はまさにその指摘が現実なものとなった。本校においてもこのような時代の要請や地域・保護者の期待を的確に受け止め、不易としての教育内容と適切に改善を進めるべき内容とを見極め、主体的に改善を図っていかねなければならない。特に「望ましい学習習慣の定着」と「望ましい生活習慣の定着」は、我が校の使命であり時代を超えて今後も一層充実すべき不易の内容でもある。そのための教職員の協働と指導の工夫や授業改善への取り組みは、教職員として必要不可欠なものであり、このことが保護者及び地域社会からの信頼に通じると考える。

そこで、めざす学校像として

- (1) 生徒が主体的に学び、活動する学校
- (2) 教職員が協働して教育活動を創造していく学校
- (3) 保護者や地域社会から信頼される学校 となることを目指す

2 教育目標（めざす生徒像）

平和で民主的な未来を築き、生き抜く力をつけるために次に掲げる生徒像をめざす

- 自ら学び、よく考える
 - ・学習することの意義を理解し、主体的に学習し、自らの学力を高めることができる生徒
 - ・善悪の判断を適切に行い自分の考えをもって行動し、結果に責任をもつことのできる生徒
- 進んで協力し、他人を思いやる
 - ・他人の考えや気持ちを理解しようとする態度や共感できる柔らかい心をもった生徒
 - ・相手の立場に立ち、協力し合って課題の解決策を生み出すことのできる生徒
- 心身ともにたくましく、最後までやりぬく
 - ・常に高い目標を設け、努力して目標達成を図ることができる生徒
 - ・将来の生き方を視野に入れ、今なすべきことを継続し、実行できる生徒

3 めざす生徒像に向けた中期的目標と方策

(1) 確かな学力を身に付ける教育の推進

学校教育の中心は、教科指導にある。基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、学びに向かう力を高める教育を推進する。

- ① 授業改善を推進し、分かる授業、考えさせる授業、自分の考えを表現させる授業など、生徒の主体的・対話的な学習活動を工夫し、基礎基本の定着と深い学びの実現を図る。
- ② 生徒が「個別最適な学び」をすすめられるよう、生徒の興味・関心・意欲等を踏まえ、きめ細かく指導・支援を行う。また生徒が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整するよう促していく。
- ③ 一人一台の端末環境を生かし、生徒自身がICTを文房具として自由な発想で活用できるような環境を整え、授業をデザインする。また図書室の活用、地域教材の開発や外部人材の活用を通して、身近な学習環境に気づかせ、学び方を身に付ける指導を行う。

(2) 豊かな心と社会性をはぐくむ。

「心の教育」や社会人としての「人格形成」は、学校における全ての教育活動の中で進めるとともに、家庭生活、地域社会の中での生活など、生徒のあらゆる活動の中で培っていくものである。そのために、今、生徒達の抱えている問題を把握し、学校では何をすべきか、家庭・地域社会には何を願っているのか、関係機関とのつながりはどのようにもつのかを明らかにし、組織的に対応する。

- ① 豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、公共の精神の育成を図る。
- ② コミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越えてものごとを成し遂げる力の育成を図る。
- ③ 自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育成する。
- ④ 心の教育の「要」として「特別の教科 道徳」に関して、内容項目に示された道徳的諸価値の配置及び指導法や評価法について研鑽を重ねる。また学校全体の道徳教育における各教科との関連性を示し活用を図る。
- ⑤ 自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、忍耐力や向上心、責任感等を養う場として、国分寺市立第三中学校 部活動に関する活動方針に基づき実施する。

(3) 一人一人の困難さの状況や発達の段階に応じた特別支援教育を充実する

- ① 障害者差別解消法の理念を踏まえ特別な支援を要する生徒への理解を深めるとともに、状態に応じ十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を行う。
- ② 特別支援学級と通常の学級との交流教育を積極的に進める。
- ③ 校内委員会を充実させるとともに、外部関係諸機関との連携を深める。

(4) 生き方指導としてのキャリア教育を充実する

- ① 生徒一人一人が自己実現に向けて適切な進路選択ができるよう、自己の個性に気付かせるとともに、生徒の能力や適性を的確に把握して指導・支援する。
- ② 職業調べ、職場体験学習等を充実させ、職業に関する知識及び望ましい勤労観・職業観を育成する。
- ③ 地域社会と連携した啓発的な体験活動を実施する。

- (5) 環境教育を充実させ、豊かな環境とその恵みを大切にすることを育む
- ① 各教科等の特質を生かし、全教育活動を通して環境や環境問題について関心をもち、持続可能な社会を実現するための開発目標（SDGs）に対する取組で求められる資質・能力を育成する。
 - ② 自然体験活動を進め、自ら課題を発見し、課題解決のための方策を考えさせる。
- (6) 防災教育を通して、主体的に行動し自らの命を守り抜く態度を育成する
- ① 周囲の状況に応じ、危険を予測し回避する能力を高める。
 - ② 防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導を充実する。
 - ③ 安全で安心な地域づくりに貢献する態度を育む。
- (7) 信頼される学校を目指し、組織として責任を果たす
- ① PTA や地域と連携した教育活動を推進する。
 - ② 教師自らが豊かな人間性、専門的能力等の力を付け、生徒の教育に責任を果たす。
 - ③ 生徒や保護者の方々との関わり合いを大切にして信頼される教員を目指す。
 - ④ 組織の一員として学び合い、創造し合って学校運営の改善にかかわっていく。

4 今年度の取組と方策

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。
- ① 生徒一人一台のタブレット型パソコンを用いた学習活動の工夫を推進するとともに、学びの個別最適化をすすめ、基礎的・基本的事項の定着と深い学びの実現を図る。
 - ② 指導の改善、生徒の学習改善につながる、指導と評価の一体化を推進する。そのため指導計画及び評価計画の工夫・改善に努め、学習評価の妥当性・信頼性を高める。また、生徒の学習意欲を高めることができるよう、多面的かつ適切な評価・評定を行う。
 - ③ 授業のユニバーサルデザイン化を行い、わかる授業をすすめる。学習の見通しや振り返り、教科の特質に応じた体験的活動に留意した授業実践を通して学びに向かう力を育む。
 - ④ 東京方式のガイドラインを踏まえた数学科及び外国語科（英語）の少人数・習熟度別指導を進行管理責任者を中心として組織的にすすめる。
 - ⑤ 小・中連携教育を生かした、授業改善や生活指導等の確認及び地域との連携の視点を取り入れるなど、工夫を図る。（年2回の交流事業を教育課程に位置付ける）
 - ⑥ 長期休業中、放課後等の質問教室、サポート教室により補充学習を充実させ、基礎的・基本的事項の定着と、家庭学習の習慣化のサポートを行う。
 - ⑦ 各教科の特質を生かし、教科横断的な視点で、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を高める。
 - ⑧ 朝読書を実施するとともに、図書室の活用を促し生徒の主体的な読書活動を推進する。
- (2) 心の教育の充実
- ① 道徳教育推進教師を中心とした指導体制で、年間指導計画及び指導方法の工夫・改善を行い、「考え・議論する道徳」をさらに推進する。また学校全体の道徳教育における各教科との関連性を示すための別葉を改善し、その活用を図る。
 - ② 「特別の教科 道徳」の評価は、資料（発言、観察、自己評価、作文等）を基に生徒のよさを認め意欲につながる評価を行う。また振り返りシートで生徒が自らの変容や成長を実感できるようにする。
 - ③ 「道徳授業地区公開講座」での意見交換の方法や内容、「親子で聞く講演会」の内容等の工夫を行う。また学年だより等で授業の様子を発信し、学校と保護者・地域が心の教育について連携できる関係を構築する。

- ④ 中学校3年間の中で1単位時間以上、DVD教材等を活用し、様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育を推進する。(SOSの出し方に関する教育)
- (3) 生徒理解に基づいた生活指導の充実
- ① 生徒一人一人のよさを見つけ、褒め、認め、励まし、伸ばす指導(コンプリメント)を推進する。また、委員会活動や部活動、体育祭・合唱祭などの行事を充実させ、生徒の自己肯定感と自主・自立の精神を育み、生徒の学校居心地感を高める指導を行う。
 - ② 委員会活動や部活動、体育祭・合唱祭などの行事を充実させ自己肯定感と自主・自律の精神を育むとともに、安全面には十分配慮する。
 - ③ 問題行動に対しては、全教職員での迅速な情報の共有化や共通理解の上での指導体制の明確化を図り、保護者との連携を通して行動の改善を促すとともに、その背景の把握に努める。
- (4) いじめ防止対策、不登校防止対策の充実を図る
- ① 「第三中学校いじめ防止基本方針」の共通理解と改善を行い、いじめの未然防止、早期発見及び早期対処に努める。スクールカウンセラー等と連携しながら、生徒一人一人の心の内面を理解し、いじめ防止のための情報の共有化を図る。また、「いじめ防止児童会・生徒会フォーラム」との関連を図るなど生徒会活動を通じて、いじめ防止についての啓発を図る。
 - ② 8月下旬の数日間の午後を個別相談日とし、生徒の状況把握を行うとともに相談しやすい環境作りに努める。
 - ③ 「自己表現力」「自己コントロール力」「状況判断力」「問題解決力」「親和的能力」「思いやり」等、社会的能力を高め、不登校の傾向、不登校となる生徒の未然防止を図る。
 - ④ 不登校生徒に対しては、校内委員会での検討や保護者・SC・SSW・関係諸機関との連絡を密にしつつ、具体的な方策を検討し継続して組織的な対応を行う。
- (5) 特別支援教育の推進
- ① I組では、他校と連携しながらも、本校独自の特色ある教育活動をさらに充実させる。また、特別支援学級設置校である利点を生かした全ての教職員の「特別支援教育」に関する理解深化と指導力向上を目指す。
 - ② 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会で「生徒一人一人の教育的ニーズの把握」、「保護者・関係機関との連携」を通して、特別な配慮を必要とする生徒への組織的な対応を行う。
 - ③ 特別支援学級と通常の学級との交流を積極的に進め、通常学級の生徒、特別支援学級の生徒がお互いに高め合う活動を推進する。
 - ④ 特別支援教室の巡回指導教員と連携し、個別指導計画・学校生活支援シートを活用し全教職員の共通理解のもと生徒の状況に合わせた丁寧な指導を行う。
- (6) 体力向上とオリンピック・パラリンピック教育の推進
- ① 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催を踏まえオリンピック・パラリンピック教育を各教科等での計画の下に35時間程度実施する。
 - ② 保健体育の授業を中心に体育祭に向けた練習や部活動等において、基礎トレーニングを重視し基礎体力の向上を図るとともに運動に親しむ態度を育成する。
- (7) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める安全教育の推進
- ① 「SNS東京ノート」の活用による情報モラル教育の充実や「地震と災害」「3.11を忘れない」「東京防災」等の活用により、安全・防災に関する基本的な知識を定着させ、主体的に行動し自らの命を守り抜く態度を育成する。

- ② 安全指導・避難訓練を毎月1回実施するとともに地域と連携した防災訓練等を年1回以上実施する。また、防災の日における引き取り訓練を第二小学校及び第八小学校と連携しながら進める。
- (8) キャリア教育の充実
- ① 特別活動や総合的な学習の時間を通し、自己理解を深め夢や希望をもたせるキャリア教育を推進する。
 1年 進路指導、職業調べ
 2年 進路指導、上級学校訪問、職場体験
 3年 進路指導、家庭科における保育体験
- ② 望ましい勤労観や職業観を育成し、社会の一員としての礼儀作法等を学ばせる。
- ③ 自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価するためにキャリア・パスポートを作成・活用していく。
- (9) チームとしての学校の力を向上させる
- ① 組織内及び組織間の連携を密にし、円滑で、効率的な学校運営を行う。
- ② 企画委員会を通して意思の疎通を図り、組織を活性化する。
- ③ OJT実施体制を明確にするとともに校内研修の充実を図り教員一人一人の授業力向上に努める。
- ④ 国分寺市立学校における働き方改革推進プランに基づき「やめる」「減らす」「変える」で校務の見直しを図る。実務の効率化については、積極的にプランを出していく。また、毎月第3水曜日を定時退勤促進日とし、勤務時間を意識した働き方に努める。
- ⑤ 問題が生じたとき、もしくは生じる恐れがある場合には、躊躇することなく迅速に上司に報告・連絡・相談・報告をする。
- ⑥ 職員室を情報交換の場としてコミュニケーションを活発にするとともに、人権や服務事故防止に向けて、互いに注意できる環境づくりに努める。
- ⑦ 「生徒にとっての居心地良い学校は、居心地の良い職員室から」を合い言葉に協働して教育活動に取り組む。
- (10) PTAや地域との連携を深め、開かれた学校づくりを推進する
- ① 学区児童会との合同挨拶運動や小学校運動会への生徒会の参加など小学校との連携を推進する。また、挨拶運動は地域の見守りの方と生徒が協力して実施し、連携を図っていく。
- ② おやじの会主催スポーツレクリエーション、花咲かの会による環境整備を推進する。
- ③ 学校運営協議会による学校評価を活用し教育活動を改善する。
- ④ 学校だより、ブログ、学年だより等を活用し、学校の情報を正しく地域へ発信する。
- (11) コスト意識をもった学校予算の執行、予算計画の作成を行う。
- ① 学校予算が、生徒の教育活動に有効に活用できるよう精査し、計画的執行に努める。
- ② 予算計画は、例年通りではなく常に目的を考えて計画を作成する。
- ③ 学校備品や消耗品の使用については、無駄のないように努める。
- ④ 費用対効果だけでなく、時間対効果も考える。
- (12) 服務規律の厳守を徹底する。
- ① 教職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念する。
- ② 服務の厳正を自覚し厳守する(個人情報扱い、体罰、交通事故、わいせつ、金銭問題等)、特に体罰や暴言等の不適切な指導には十分注意する。